



鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 種 田 孝 勝 西伯郡大山町妻木九六四
  - 〃 深 田 光 章 西伯郡大山町妻木六八一
  - 〃 谷 野 峰 夫 西伯郡大山町平田八〇
  - 〃 生 田 政 男 西伯郡大山町保田六
  - 〃 吉 田 学 西伯郡大山町保田一九
  - 〃 種 田 紀 秋 西伯郡大山町安原一四四
  - 〃 田 中 邦 男 西伯郡大山町安原二七二
  - 〃 中 島 薫 西伯郡大山町安原一三九
  - 〃 入 江 潔 西伯郡大山町富岡一〇
  - 〃 飯 田 不二男 西伯郡大山町長田三四四
  - 〃 川 口 英 吾 西伯郡淀江町大字淀江九〇六
  - 〃 生 田 伸 一 西伯郡淀江町大字淀江九六三一
  - 〃 荒 木 秀 明 西伯郡淀江町大字淀江八四〇
  - 〃 松 下 貞 二 西伯郡淀江町大字今津四一三
  - 〃 三 国 頼 信 西伯郡淀江町大字今津三六九
  - 監事 山 根 栄 造 西伯郡大山町平田一三五
  - 〃 渡 辺 芳 正 西伯郡大山町妻木四五六
- 平成七年五月三十一日退任
- 就任した役員の氏名及び住所
- 理事 飯 田 不二男 西伯郡大山町長田三四四
  - 〃 深 田 光 章 西伯郡大山町妻木六八一
  - 〃 深 田 和 雄 西伯郡大山町妻木四七一
  - 〃 勝 部 晃 西伯郡大山町富岡二四
  - 〃 種 田 紀 秋 西伯郡大山町安原一四四

- 〃 田 中 邦 男 西伯郡大山町安原二七二
  - 〃 中 島 薫 西伯郡大山町安原一三九
  - 〃 山 根 朗 義 西伯郡大山町平田九二
  - 〃 生 田 政 男 西伯郡大山町保田六
  - 〃 長谷川 武 雄 西伯郡大山町保田一一
  - 〃 難 脇 操 西伯郡淀江町大字今津三八一
  - 〃 山 中 肇 西伯郡淀江町大字今津三四三
  - 〃 荒 木 秀 明 西伯郡淀江町大字淀江八四〇
  - 〃 福 本 泰 明 西伯郡淀江町大字淀江九六六
  - 〃 浅 井 正 仁 西伯郡淀江町大字淀江八六三
  - 監事 伊 木 弟 一 郎 西伯郡大山町妻木四九九一
  - 〃 山 根 栄 造 西伯郡大山町平田一三五
- 平成七年六月一日就任 任期四年

鳥取県告示第六百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、秋里江津土地改良区の定款の変更を平成七年九月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、逢坂地区土地改良区の定款の変更を平成七年九月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯町	平成四年度から平成六年度	東伯町（大字中尾、大字槻下、大字金屋、大字杉下及び大字森藤の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯町大字中尾、大字槻下、大字金屋、大字杉下及び大字森藤の各一部	平成七年九月四日

公 出

職員に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成7年9月8日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

- 1 試験の名称  
平成7年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	2名

（注）採用予定者数については、今後の状況により変更になる場合がある。

- 3 対象となる職  
知事の事務部に勤務し、庶務事務、経理事務等の一般行政事務に従事する行政職給料表1級程度の職員の職
- 4 給 与  
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額136,500円のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格  
受験資格のある者は、次の(1)から(5)までのすべてを満たすものとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。
- (1) 昭和41年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に1級から4級までの障害の等級に該当する身体上の障害がある者として記載されているもの
- (3) 自力により通勤することができる者で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能である者
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる者
- (5) 口頭による面接に対応できる者
- 6 第一次試験
- (1) 試験種目  
教養試験（多枝選択式）及び作文試験
- (2) 試験の期日  
平成7年10月15日（日）
- (3) 試験の場所  
鳥取市総合福祉センター さざんか会館  
鳥取県中部総合事務所 倉吉市東蔵城町2  
鳥取県立皆生小児療育センター 米子市上福原1751-1
- 7 第二次試験
- (1) 試験種目  
面接試験（個別面接）、適性検査及び身体検査
- (2) 試験の期日  
平成7年11月22日（水）
- (3) 試験の場所  
鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271
- 8 合格者の発表
- (1) 第一次試験合格者  
平成7年11月10日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。
- (2) 最終合格者

- 平成7年12月8日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。
- 9 採用の方法  
最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。  
なお、採用は、平成8年4月1日の予定である。
- 10 受験手続
- (1) 受験申込書の交付  
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、東部、中部及び西部健康福祉センター、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。
- (2) 受験の申込み  
受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
- (3) 受付期間及び受付時間  
ア 受付期間  
平成7年9月11日（月）から同年10月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）  
なお、郵送による申込みは、平成7年10月2日（月）までの消印のあるものに限って受け付ける。
- イ 受付時間  
8時30分から17時まで
- 11 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。